

中部国際空港株式会社新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

2014年3月13日制定

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条―第12条）
- 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第13条―第15条）
- 第4章 その他（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（計画の目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、中部国際空港株式会社（以下、「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 会社は、新型インフルエンザ等が海外での発生の情報を確認した時から、当該新型インフルエンザ等に係る対策の必要なくなるまでの間において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日制定）及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

（計画の運用）

第3条 本計画の想定は、政府行動計画に基づく想定とし、次のとおりとする。

- （1）国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日程度り患し、欠勤する。り患者した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- （2）ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%が欠勤する。

（用語の定義）

第4条 本計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

（1）新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。）をいう。

（2）新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民

経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

(4) 空港利用者等

中部国際空港を訪れている航空旅客、送迎者、見学者及び空港関係従業員をいう。

(5) 関係会社

中部国際空港エネルギー供給株式会社、中部国際空港情報通信株式会社、中部国際空港旅客サービス株式会社、中部国際空港施設サービス株式会社及び中部国際空港給油施設株式会社をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(危機管理本部の設置)

第5条 会社は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部(対策本部長 内閣総理大臣)の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、別の定めによりセントレアグループ危機管理本部(以下「本部」という。)を設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は本部の設置を指示することができる。

(本部長)

第6条 本部長は、社長とする。

(本部員)

第7条 その他本部の構成員(以下「本部員」という。)は、副社長、各本部長、各執行役員、経営企画部長、空港運用部長、内部監査室長及び関係会社取締役とする。

(事務局)

第8条 本部の事務局は、総務部及び空港運用本部空港運用部とする。

(本部長等の任務)

第9条 本部長、事務局及び本部員の任務は次のとおりとする。

- (1) 本部長は、本部を総括する。ただし、本部長に事故がある場合は副社長が、双方に事故がある場合は、本部長があらかじめ指名する本部員が任務を代行する。
- (2) 事務局は、本部の運営を総括する。
- (3) 本部員は、本部における決定事項を実施し、その状況等を本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体及び関係機関等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を速やかに従業員及び関係

会社並びに空港利用者等に周知する体制を確保する。

(本部の解散)

- 第11条 本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、本部を解散する。
- 2 本部長は、第5条第2項の規定に基づき本部を設置した場合であって、本部で協議する必要がないと判断した時は、本部を解散する。
- 3 本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要性が生じた場合は、別の定めによるセントレアグループリスク管理委員会において協議する。

(関係機関等との連携)

- 第12条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで不可欠となる関係機関、関係会社及び事業者等と発生時における連携等について協議する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

- 第13条 会社は、国からの要請に基づき、空港検疫所等が空港において実施する水際対策等業務が適切に実施できるよう協力するとともに、会社が実施すべき新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- 2 会社は、第2条に示す期間において、前項の対策の適切な実施のため、次に掲げる業務の継続に努める。
- (1) 滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の維持管理及び運用業務
- (2) ライフライン（電力、冷暖房及び航空機燃料給油施設等）の維持管理及び運用業務
- (3) 航空保安、消防、警備及び防災業務
- (4) 前各号に掲げる業務のほか、航空旅客及び貨物の取扱いに関する業務

(人員計画等)

- 第14条 会社は、第2条に示す期間において、前条の新型インフルエンザ等対策業務の適切な実施のための体制の確保に努める。
- 2 会社は、第3条の想定に基づき、前条の業務に従事する従業員の出勤率が低下した場合に備え、当該業務を経験した従業員（関係会社を含む。）を予め選定し、当該業務に代替要員として優先的に配置できる体制を整備する。
- 3 会社は、新型インフルエンザ等対策業務の実施に当たり、関係会社及び当該業務を委託する外部事業者に対し、必要な体制の確保に努めるよう要請する。

(感染対策の検討及び実施)

- 第15条 会社は、必要に応じ、空港利用者等に対して新型インフルエンザ等の症状のある者に対する航空機利用の自粛、空港内でのマスク着用等咳エチケットの徹底及び不要不急の空港の利用抑制の呼びかけに努めるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

- 第16条 会社は、平素から正しい知識を習得し、従業員及び関係会社へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体等が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。

- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

- 第17条 会社は、適時本計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び愛知県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。
- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則

この計画は、2014年3月13日から施行する。